

福祉用具レンタル

●被保険者(受給者)の範囲と保険料の支払い

加入する方		サービスがご利用できる方	保険料の支払い
第1号被保険者	65歳以上の方	要支援・要介護の認定をされている方	原則として老齢・退職・遺族・障害年金から天引きです。
第2号被保険者	40歳以上64歳までの医療保険に加入している方	要支援・要介護状態にあって加齢に伴う疾病で政令で定めるもの※	加入している医療保険の給付金に上乗せして一括して納めます。

※**特定疾病** がん末期/関節リュウマチ/筋萎縮性側索硬化症/後縦靭帯骨化症/骨折を伴う骨粗鬆症/初老期における認知症/パーキンソン病関連疾患/脊髄小脳変性症/脊柱管狭窄症/早老症/多系統萎縮症/糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症/脳血管疾患/閉塞性動脈硬化症/慢性閉塞性肺疾患/両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●介護度と身体状況

非該当	予防給付		介護給付				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自立、特定高齢者 将来要介護・要支援の状態になる可能性のある方	身の回りの事で一部何らかの介助が必要、食事や排泄は自立できている	身の回りの事で何らかの介助が必要、複雑な動作に支えが必要、理解力の低下が見られる	身の回りの事で見守りや介助が必要、複雑な動作に支えが必要、理解力の低下が見られる	身の回りの事で全般的に見守りや介助が必要、移動動作や食事、排泄などにも見守り手助けが必要	身の回りの事や立ち上がりなどができない、排泄などでも介助が必要	身の回りの事ができず介助が必要、排泄もほとんどできず問題行動や理解力の低下も見られる	身の回りの事ができず介助が必要、食事や排泄もほとんどできず問題行動や理解力の低下も見られる
地域包括支援センター			居宅介護支援事業所				

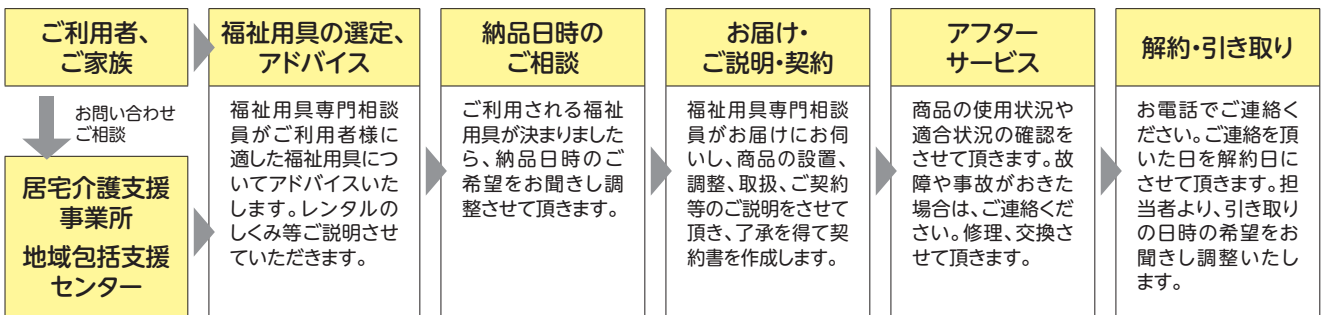
要支援・要介護支給限度額の目安

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,030円	104,730円	166,920円	196,160円	269,310円	308,060円	360,650円
ご利用者負担額(1割)	5,003円	10,473円	16,692円	19,616円	26,931円	30,806円	36,065円
ご利用者負担額(2割)	10,006円	20,946円	33,384円	39,232円	53,862円	61,612円	72,130円

介護保険でのサービスをご利用した時は、費用の1割又は2割負担(ご利用者負担額)となります。

※ 支給限度額を超える場合は超えた分が自己負担になります。

●レンタルサービスのご利用方法



●介護保険が適用される福祉用具

福祉用具貸与(レンタル)
ケアプランなどに組み込まれ、自己負担1割又は2割でご利用できます。
●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助杖 ▲自動排泄処理装置
★車いす ★車いす付属品 ★特殊寝台 ★特殊寝台付属品 ★認知症老人徘徊感知機器
★床ずれ防止用具 ★体位変換器 ★移動用リフト(つり具を除く)

※福祉用具貸与で、要支援1、要支援2及び要介護1に認定された方は、★印の種目について保険者の承諾なしで(確認申請)、保険給付(1割又は2割)でのご利用はできません。

※▲印の種目については、要支援1・2、要介護1・2・3は保険者の承諾なしでは介護保険でのご利用はできません。